

(2) 有効期間の更新手続 (1)の有効期間の更新を希望する者は、令和5年10月以降に令和5・6年度に係る競争参加者の資格に関する公示を予定しているため、当該公示に基づき申請書類を提出すること。

9 申請内容の変更

今回の申請において一般競争(指名競争)契約の参加資格を付与された者は、次の事項に変更があった場合には、「競争参加資格審査申請書変更届(建設工事、測量等)」に必要事項を記載の上、次の添付資料を添え、別記1に掲げる資格確認通知のあった森林管理局等の申請場所に速やかに提出すること。

- (1) 本社(店)住所
- (2) 商号又は名称、電話番号(ファクシミリ番号及びメールアドレスを含む。)
- (3) 法人である場合は代表者の氏名、個人である場合はその者の氏名
- (4) 許可・登録の状況
- (5) 営業所の名称、住所、電話番号及びファクシミリ番号(営業所の新設廃止を含む。)

添付資料

- a 法人の住所、商号又は名称及び代表者の氏名に係る変更の場合は、登記事項証明書又は登記簿謄本若しくはその写し
 - b 個人の住所の場合は、住民票の写し
 - c 個人の氏名の場合は、戸籍謄本(又は抄本)の写し
 - d 許可・登録の状況に係る変更の場合は、許可・登録の証明書等の写し
- 10 会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者の取扱い
- (1) 今回の申請時において会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続申請中の者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続申請中の者は、手続開始の決定を受けた者(以下「更生手続等開始決定者」という。)となった後に、一般競争(指名競争)契約の参加資格の申請を行うことができる。
 - (2) 令和3・4年度における一般競争(指名競争)契約の参加資格を付与された後に更生手続等開始決定者となった者は、再度一般競争(指名競争)契約の参加資格の申請を行う

ことができる。なお、更生手続等開始決定者であって、再度の一般競争(指名競争)契約の参加資格の申請を行わないときは、一般競争(指名競争)契約の参加資格を取り消される場合がある。

11 合併等により新たに設立された会社等の取扱い

合併等により新たに設立された会社等とは、以下の(1)から(5)までに掲げる会社等をいい、再度の一般競争(指名競争)契約の参加資格の申請を行うことができる。ただし、建設工事の当該申請を行うことができる者は、合併等後の経営事項審査を受けている者に限る。

- (1) 合併等により新たに会社に設立された場合における新設会社又は合併によりその一方が存続した場合における存続会社
 - (2) 親会社とその営業の一部を独立させるために新たに子会社を設立し、子会社が親会社の当該営業部門を譲り受けたことにより、親会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における子会社
 - (3) 新たに会社が設立され、当該会社が他の会社の営業の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における新設会社
 - (4) 既存の業者が他の業者から営業の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した業者の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を譲り受けた業者
 - (5) 営業の全部又は一部を他の会社に承継させるために会社分割を行った会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を承継した会社
- 12 新型コロナウイルス感染症に係る一般競争(指名競争)参加資格審査の特例
- 申請者が、新型コロナウイルス感染症の影響等により国税の猶予制度(国税通則法(昭和37年法律第66号)に基づく納税の猶予、国税徴収法(昭和34年法律第147号)に基づく換価の猶予又は新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号)に基づく特例猶予

をいう。以下同じ。)の適用を受けたため、3(3)①建設工事契約キ又は3(3)測量・建設コンサルタント等契約キに掲げる書類を提出できない場合は、当該書類に代えて、猶予制度の適用を受けていることを示す書類の写しを申請書に添付するものとする。

13 競争参加資格を有する者の名簿の閲覧場所別記1 申請書の提出場所

- (1) 林野庁林政部林政課会計経理第1班
〒100-8952 東京都千代田区霞が関一丁目2番1号 電話番号(03)6744-2282 内線6009
 - (2) 北海道森林管理局経理課 〒064-8537 北海道札幌市中央区宮の森3条七丁目70番地 電話番号(011)622-5214
 - (3) 東北森林管理局経理課 〒010-8550 秋田県秋田市中通五丁目9番16号 電話番号(018)836-2186
 - (4) 関東森林管理局経理課 〒371-8508 群馬県前橋市岩神町四丁目16番25号 電話番号(027)210-1149
 - (5) 中部森林管理局経理課 〒380-8575 長野県長野市大字栗田715番地5 電話番号(026)236-2577
 - (6) 近畿中国森林管理局経理課 〒530-0042 大阪府大阪市北区天満橋一丁目8番75号 電話番号(06)6881-3534
 - (7) 四国森林管理局経理課 〒780-8528 高知県高知市丸ノ内一丁目3番30号 電話番号(088)821-2060
 - (8) 九州森林管理局総務部契約適正化専門官室 〒860-0081 熊本県熊本市西区京町本丁2番7号 電話番号(096)328-3520
- 別記2 建設工事契約のインターネット申請に係る納税証明書等の送付先
インターネット一元受付ヘルプデスク
ファクシミリ番号(052)307-5970
- 別記3 測量・建設コンサルタント等契約のインターネット申請に係るパスワード発行のために必要な書類の送付先
添付書類送付先 〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東3-3-3 新比恵ビル3階
インターネット一元受付ヘルプデスク宛て

競争参加者の資格に関する公示

大和北道路シールドトンネル他予備修正設計業務外1件に係る設計共同体としての競争参加者の資格(以下「設計共同体としての資格」という。)を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

令和2年10月30日

近畿地方整備局長 溝口 宏樹

◎調達機関番号 020 ◎所在地番号 29

○第1号

1 業務内容

- (1) 業務名 大和北道路シールドトンネル他予備修正設計業務
- (2) 業務内容 本業務は、大和北道路における奈良県奈良市佐紀町地先から奈良県奈良市八条2丁目地先のシールドトンネルの予備修正設計等を実施することを目的とする業務である。

主な業務内容は以下のとおりである。
シールドトンネル予備修正設計 L = 4,390m

換気施設設計 N = 1箇所
関係機関協議資料作成 1式
地元説明資料作成 1式

- (3) 履行期間 契約締結日の翌日から令和3年10月29日

2 申請の時期

令和2年10月30日から令和2年11月10日まで(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項に規定する行政機関の休日(以下、「休日」という。)を除く。)

令和2年11月11日以降(休日を除く。)当該業務に係る技術提案書の提出の時までにおいても随時、申請を受け付けるが、当該提出の時までに審査が終了せず、技術提案書が提出できないことがある。

受付時間は(受付期間中の各日とも)9時15分から16時30分までとする。

3 申請の方法

- (1) 申請書の入手方法 「競争参加資格審査申請書(建設コンサルタント業務等)」(以下「申請書」という。)は、令和2年10月30日から近畿地方整備局奈良国道事務所において設計共同体としての資格を得ようとする者に交付する。

なお、令和2年10月30日から令和2年11月10日まで(休日を除く。)においては、電子入札システムにおいても交付する。